

令和元年度第2回地域包括支援センター運営協議会議事録

日 時 令和元年11月25日（火）19：00～20：00

場 所 中央保健福祉センター（すこやかプラザ）6階 研修室1

出席者 千住会長 横田副会長 田中委員 中村委員 吉田委員 永木委員
久田委員 橋川委員

<事務局>

吉住保健福祉部次長兼課長 橋口課長補佐 七種係長 大石主査 岩本主査
岡本主査 江上技師

議事概要

- (1) 平成30年度包括的支援事業委託料収支報告
- (2) 平成30年度地域包括支援センター業務評価結果
- (3) 指定介護予防支援の一部委託について
- (4) その他

【千住会長】

それでは議事を進めます。質疑はまとめて行いますので、事務局より説明ください。

【事務局】(説明概要)

平成30年度包括的支援事業業務委託料について(資料 1ページ)

◎委託料の精算の流れ

- 概算払い。各地域包括支援センターの委託料を四半期に支払い、委託契約期間終了後、30日以内にセンター事業費の収支報告書を受託法人から提出。その後、収支報告書を審査の上、委託料を確定して精算。
- 委託料から確定額を差し引いた金額が返還額。
- 返還額の内訳は、人件費に関するもの及び事務費等の残額。
- 受託法人募集要項において、3職種のうち保健師について、保健師に準ずるものとして、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師を配置した場合は、保健師の人件費から5%に相当する額を減額。また、欠員が生じて期間についても減額。
- 平成30年度全包括の委託料は、238, 440, 298円。
確定額は233, 793, 041円、返還額は4, 647, 257円

平成30年度地域包括支援センター業務評価結果について(資料 3ページから)

- 平成30年度の業務評価は、◎、○、△、◇、×の5段階となっています。

評価の目安…「◎できた」(目標まで達している)81%以上。

「○概ねできた」(目標の四分の3程度)61～80%。

「△できた」(目標の半分程度)41～60%。

「◇一部できた」(目標の四分の1程度)21～40%。

「×ほとんどできなかった」(4分の1以下)20%以下。

- 前年度の比較、「※参考、平成29年」と記載分については、3段階評価だったため、そのまま記載している。

29年度の評価は、「○できた」、「△一部できなかった」、「×できなかった」

- センターは適切、公正かつ中立な運営を目指すために、各業務の評価を行うことになっており、運営協議会の意見を踏まえ、次年度の事業に反映させることとなっている。

- 評価についての経過

平成31年3月29日 地域包括支援センター業務評価の実施についての通知を受託法人宛に送付。

平成31年4月25日 通知を受け、地域包括支援センターにおいて自己評価後、全包括が提出完了。

令和元年7月4日 業務評価表(自己評価)の受理後、全センターの現地確認実施。

～ (センター長はじめセンター職員、法人担当者同席の上、聞き取り

令和元年7月12日 確認等を実施)

中項目「独自の取り組み」、小項目「具体的な取り組み内容」の文言についての表現の修正や、確認の結果、自己評価の変更により、最終的に提出された業務評価表は、資料のとおり。

令和元年9月4日 業務評価結果を受託法人へ送付。

改善事項のあった包括については、改善状況の報告をいただいている。

- 参考資料(活動報告)について

今年度4月から9月の各地域包括支援センターからの報告。

各事業の詳しい説明については、年度分の報告として、後日運営協議会において説明する。

【千住会長】

報告事項について何かご質問、ご意見ありませんか。

9月4日に各法人へ評価結果を送付したということですが、この運営協議会も、同時進行くらいで開催した方がいいのではないかでしょうか。市での評価をした後、各受託法人に結果を送付するまでは開催できないかと思うが、結果を活かして次年度の計画作成までの来年の3月となると期間が短いと思います。各受託法人に送付する日付が決まった頃に、この評価のための会議を開催できれば、受託法人にもお願ひするような内容も伝えられるのではないかと思います。今後のスケジュールの見直しも検討いただきたいと思います。

【永木委員】

吉井包括が、△や◇が多いですが、この件に関しては、吉井包括が過小評価をしているのか、目標の課題設定が高過ぎているのか、市としての見解をお聞かせください。

【事務局】

吉井包括については、人員が揃わず、具体的には社会福祉士が定着しておらず、その業務の部分が弱くなっていたと思っています。

また、3職種間の連携がなかなかうまくいかないこともあります、住民の方に多少、ご迷惑をおかけしたり、ケア会議等がうまく運営できなかつたりということがあったと聞いていますが、その点については、再々、センター長はじめ法人の方ともやりとりしており、現在、社会福祉士の配置はできていませんが、3職種に準ずるものとして規定されている社会福祉主事を2名配置いただいて、カバーをしている状況になっています。

市としても、すぐフォローするということは難しいですが、地区担当保健師もおりますので、これらの助言をしながら、関わりを持っているところではあります。

【永木委員】

社会福祉士は配置されてないということですか。資料の人員体制では、吉井包括の追加配置に記載がありますが、いないということですか。

【事務局】

追加配置の欄にいては、「社会福祉士」と記載していましたが、「社会福祉士等」ということで、社会福祉主事の方についての記載となっています。

【永木委員】

吉井包括での人員不足が、業務遂行の妨げになってるというのはわかりましたが、その点についての市から、どのようにしたら、少しでも「△」が「○」になるとかの具体的な指示やアドバイス等をされたのかお聞かせください。

【事務局】

社会福祉士の主な業務が、権利擁護に関する業務になり、高齢者の虐待の件や人権擁護の部分での普及啓発活動が仕事になっています。対応はそれぞれやってくださっていますが、具体的にどのように動いたらいいとか、様々な状況でどのような支援がいいのか等の相談はある場合は、そこは逐一、助言したり、現地に行って一緒に訪問をしたりという関わりをしています。

【永木委員】

よくわかりました。

あと、一般介護予防も「△」が多いですが、その点については何か、どのようなアドバイスがあったのか、お聞かせください。

【事務局】

一般介護予防事業については、吉井地区は住民活動の場が少し幅広い地域であり、活動団体については、特に江迎のように急激に数が増えている地区がありました。その中で、いきいき百歳体操等を実施されていますが、団体としては活動されていますが、その中で、徐々に参加されなくなった参加者の継続的な支援までが

十分に関わっていたいなかったということで、そういう方々への対応をどういうふうにできるかという体制づくり、今後、どういうふうに体制を作っていくかの検討をしましようということで助言をしております。

【永木委員】

わかりました。

【横田副会長】

評価について、包括の自己評価に対して、市の確認をされているとのことでしたが、具体的にそれぞれの活動については、活動報告等で確認されているということでいいですか。

【事務局】

そうです。現地の確認、聞き取り確認の時にどんなことをされているのかとか、活動の中で工夫していること、またうまくいかなかったこと等についても聞き取りをしております。

【横田副会長】

権利擁護事業の成年後見制度の普及促進、活用促進の項目があるかと思いますが、成年後見制度を幅広く救済するための活動を行っているということで、評価をしているかと思いますが、情報の共有、例えば、この地域ではこういった活動しているとかということを共有化すれば、その他の地域でも参考になるかと思います。情報の共有はどのようになっていますか。

【事務局】

普及促進・活用促進については、社会福祉士で成年後見制度のオリジナルのチラシ作成されている包括もありますが、包括間の社会福祉士定例会の中で、情報共有や意見交換等が行われています。

【横田副会長】

この項目に限らず、市でいろいろな活動を取りまとめて情報共有を図ることができたら、吉井包括でも、参考にして対応がしやすくなると感じました。

【事務局】

ありがとうございます。今後、そのように展開していきたいとは思います。

チラシの準備等については、他の包括の参考にはできたかと思いますが、吉井包括での活動の参考としては、今回の評価は、もともと普及促進・活用促進を周知する住民への健康教育の場が、なかなか取れなかったということだと判断しています。普及については、健康教育ばかりではなく、チラシをどういうふうに配布するか、場に提供するかといったところで図られていくと思いますので、そこも含めて、助言等行っていきたいと思います。

【横田副会長】

そうですね。お願いします。

【久田委員】

資料に各包括の業務評価表と評価結果がありますが、業務評価表に「○」や「○」が多い包括でも、評価結果では、指摘があつたり、例えば、「支援困難事例に専門性を生かしてもらってきてはいるんだけれども、一方で情報共有が不足していて、対応に遅れが生じ、苦情に繋がった」というふうな、評価表と評価結果の内容が、一致していない部分あると感じました。

特記欄で、評価が「△、◇、×」の時には理由を記載するようになっていますが、「○」や「○」であっても、特記事項すべてに一言でもいいので記載していただくことも必要かと思います。

何をやって「○」なのか、何ができなくて「△」だったのかということを明記してもらうと、記入する方は大変かとは思いますが、そうすることで、先ほどご意見のあった、情報の共有にも繋がると思います。

【事務局】

ありがとうございます。全部の包括をすべて同じ担当で確認に行っているわけではないものですから、市から評価する側としても、質の問題があるとは思っています。

その点については、確認時の視点等の見直す必要があると反省しています。

【千住会長】

他になければ、次の議題に入ります。

(3)指定介護予防支援の各支援の一部委託について、事務局からお願ひします。

【事務局】

地域包括支援センターでは、委託契約をして実施している包括的支援事業と、佐世保市から指定をして、包括の受託法人でプランナーを雇つて包括に配置し要支援者等のプランを作成する指定介護予防支援業務があります。

この指定介護予防支援業務については、一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされており、その委託事業所については、指定居宅介護支援事業所として、当運営協議会の承認を受けることになっており、委託にあたっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲、業務量に配慮することとなっています。

この一部委託の承認については、地域包括支援センターが公正中立の立場で委託を実施しているかの判断が必要ですが、当運営協議会は、年数回の開催となっており、事前承認は難しい状況でもあります。

そこで、各包括支援センターから指定介護予防支援委託届け出書が提出されましたら、過度な委託先が偏っていないか判断の上、佐世保市が隨時決定し、事後となりますが、当運営協議会の承認をいただくことを、前回の運営協議会の際にご承認いただきました。

委託事業所の一覧は資料70ページです。前回、65の事業所で委託を受けており、承認いただいたところです。

今回追加となった事業所は、1事業所です。相浦地域包括支援センターからの届け出で、委託の要件となる介護予防支援に関する研修を受講する等の必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であり、委託にあたって業務に支障のない範囲となっています。委員の皆様の承認をお願いします。

【千住会長】

ただ今の事業所について、ご質問、ご意見はありませんか。
承認でよろしければ、挙手をお願いします。

(承認)

【事務局】

ありがとうございます。

【千住会長】

(4)その他ですが、何かございませんか。
なければ、以上で本日のする審議について終了します。事務局にお返しします。

【事務局】

委員の皆様方には忌憚ないご意見をいただきまして、ありがとうございました。
次回の開催予定は、2月末から3月に予定をしております。開催の際には、ご連絡をさせていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いたします。
以上をもちまして、令和元年度第2回地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。